

「食料供給困難事態対策法施行令案及び食料供給困難事態対策法施行規則案
についての意見の募集」の結果について

令和7年2月21日
農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室

食料供給困難事態対策法施行令案及び食料供給困難事態対策法施行規則案について、令和6年12月25日から令和7年1月23日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、21,101件（差出人等の情報による区分ができず、完全に同一の御意見は1件と計上。本件と直接関係のない御意見を含む。）の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の内容及びそれに対する考え方について、内容により分類し、別紙1のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、本件と直接関係のない御意見についてはお答えすることを差し控えさせていただきますのでご了承ください。

また、「食料供給困難事態対策法施行令」については、別紙2のとおり、「食料供給困難事態対策法施行規則」については、別紙3のとおり制定することといたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。